

光好カントリー同好会 会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、光好カントリー同好会（以下「同好会」と称する。

第2条 (目 的)

会員相互の親睦を深め、心身の健康と体力の育成を図り、併せてゴルフ技術の向上を目的とする。

第3条 (権 利)

同好会は、ゴルフクラブの経営に関する権利を有しないことを確認するものとする。

第4条 (運 営)

本会の事務局は、光好カントリー倶楽部に置くものとする。

第5条 (役 員)

本会に次の役員を置くものとする。

会 長	1名
副 会 長	1名
幹 事	若干名
事 務 局	1名
監 査 役	2名

役員は、総会において会員の内から互選し、任期2年とし、再任を妨げない。

第6条 (会則の改定)

同好会会則の改定は、同好会役員会で定めるものとし、その効力はすべての同好会会員に及ぶものとする。

第7条 (細 則)

同好会会則に定めない事項については、役員会でその都度競技決定する。

第2章 会 員

第8条 (入会手続き)

同好会に入会しようとする者は、所定の申込手続きを行い、入会しなければならない。

第9条 (同好会要項)

有効期間は毎年1月1日から12月末迄とする。

コンペは主に毎月第3日曜日と、平日、土曜日のいずれか1日の2回、合計24回とする。(12月は総会コンペとする)

平日・土曜の大会は、ハンディー競技とし、日曜大会についてはハーフコンペに共催しダブルペリア競技とする。ハンディーの決定は現に3回以上出場している者は、このスコアにより、新会員については1～3回はダブルペリアで競技し、4回以降はこのスコアによりハンディーを取得する。

第10条 (ハンディ改正)

ハンディーキャップの引き上げはアンダーの半分とする。但し、10以上は1ずつとする。

女性65歳以上、男性75歳の会員は申請によりハンディを改正する。

80歳以上の男性は赤マーク使用可能とする。

第11条 (入会資格)

18歳未満の者は親権者の同意を必要とする。

第12条 (年会費)

年会費は同好会の定める金額とし、金額は5,000円とする。(ただし、7月以降に入会の場合、会費3,000円)入会時又は更新時に金額を納入する。但し、諸事情により退会しなければならない場合、オープン前であれば納入した金額は返金する。オープン日以後に於いては返還しないものとする。

第13条 (除 名)

同好会会員は次の各項のいずれかにあたる行為をした場合、役員会の決議によって同好会会員たる資格を一時停止、または、除名されることがある。

(1) 倶楽部の名誉を傷つけ、または倶楽部の秩序を乱したとき

(2) 倶楽部の諸規則に違反したとき

(3) その他除名に相当すると思われる行為のあった場合で同好会役員会に於いて認定したとき

第14条 (会員証)

同好会は同好会会員に対し、会員証を交付する。会員証の紛失、破損、盗難等の場合は、同好会会員はゴルフクラブに再発行を依頼するものとする。なお、退会時には、これを同好会に返還するものとする。

第15条 (会員証の提示)

ゴルフクラブが同好会会員に対し会員証の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。

第16条 (会員証の効力)

会員証1枚につき会員本人のみ有効とする。

第17条 (プレー期間)

プレー期間は、毎年1月1日～12月31日とする。但し、気象条件により中止する場合がある。

第18条 (特 典)

同好会会員は、同好会の定める特典を受けることができる。

第19条 (義 務)

同好会会員は次の義務を負う。

(1) カントリー倶楽部の同好会会則、エチケット、マナー等を遵守すること。

(2) 同好会の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと。

(3) 同好会会則相互の友好を心がけ、他の会員及びプレーヤーに迷惑を掛ける行為をしないこと。

第20条 (その他)

(1) 各組ごとにエチケットリーダーをもうける。

(2) グリーンフィー及び食事等は自己負担とする。

(3) コンペの申込は当日まで可能とし、コンペの成立は8名以上とする。